

## 富山県農村振興対策委員会議事録（概要）

日時 令和3年2月17日（水）午前10時～12時

場所 富山県農協会館801会議室

○ 事務局から、資料1「日本型直接支払総括表」、資料1-1「中山間地域直接支援制度」、資料1-2「多面的機能支払制度」及び資料1-3「環境保全型農業直接支払制度」について説明。

委員からの主な質問・意見及び事務局からの回答は以下のとおり。

### （1）日本型直接支払制度の実施状況について

#### ①中山間地域等直接支払制度

【委員】資料1-① 別紙の棚田加算の達成目標について

“集落機能強化”、“生産性向上”、“棚田の価値を活かした活動”の全ての項目を選択しないといけないのか。

【事務局】それぞれの項目の中から、必ず1項目以上選択する必要がある。

なお、複数項目を選択しても構わない。

【委員】資料1-① 別紙のあるNo.4～9における“棚田加算の達成目標”と“棚田地域振興活動計画の目標”の記載ぶりが異なるのはなぜか。

【事務局】“棚田地域振興活動計画の目標”はNo.4～9を1つの計画で国へ申請しており、“棚田加算の目標”はそれぞれの集落が立てた個別の計画であるため、記載ぶりが異なる。

【委員】直接支払制度の交付金について、早期に交付され農業経営に役立っているが、地域によっては個人配分の大小があり、専業農家は大きく影響受けるため、配慮いただきたい。

【事務局】地域の中で生産者と地権者が十分に話し合ったうえで、お互い理解できるような配分になるよう啓発していきたい。

【委員長】“生産性向上”の目標として、ドローンと自走式草刈り機がほとんどであるが他の取組があっても良いのでは。

【委員】“生産性向上”における目標設定は、最終的にどういったことを目指すのか具体的に設定する方が良いのでは。

## ②多面的機能支払制度

【委員】事務作業はパソコンを使える人でないと厳しく、構成員の高齢化や電子機器に不得手な者が多く、途中で活動を取り止めることも聞いている。今後どうすべきか。

【事務局】近隣の組織とまとまり広域化し、事務負担を軽減している組織もある。市町村や活動組織等から意見を頂きながら進めてまいりたい。

## ③環境保全型農業直接支払制度

【委員長】有機農業について、有機JAS認証を受けていない農業者の要件確認は市町村担当職員の判断であるため、負担が大きい。事業推進の妨げになりかねないため、配慮いただきたい。

○ 事務局から、資料2「荒廃農地事業の実施状況について」、資料3「農村環境創造基金事業の実施状況について」及び資料4「令和3年度農山村振興対策事業の概要について」について説明。委員からの質問・意見及び事務局からの回答は以下のとおり。

### (2) 荒廃農地対策の実施状況について

【委員】地権者の同意がないと事業ができないのでは。

【事務局】基本的に同意が必要であるが、地権者が不在の場合等は同意が不要である可能性もあるため、改めて確認する。

【委員】基本的に地権者の同意が無いと事業はできないとのことだが、鳥獣被害等による近隣への影響がある土地は、同意無しに事業へ参画させることは可能か。

【事務局】居住していない方の田をほ場整備する場合は中間管理機構等の力を借りて整備することはようやく可能となる場合もでてきたが、今回のような場合について、同意なしに事業をすることにはまだなっていない。

### (3) 農村環境創造基金の実施状況について

### (4) 令和3年度農山村振興対策の概要について

特に意見なし。

○全体を通しての質問・意見及び事務局からの回答

【委員】 総合政策局に中山間地域対策課は中山間地域の振興という面で農村振興課と関わりの深い部分があると思うが、連携はどのように行っているか。

【事務局】 中山間地域の集落単位での話し合い等で挙がる意見や要望のうち、農村振興関係のものについては当課所管の事業を紹介するといった支援策の提示等を行い、連携を図っている。